

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局		
施策等の名称	被害者等通知制度の適切な運用		
目 標	基本目標		
	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。		
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】		
	達成目標		
	被害者等に対し，被害者等通知制度を広く知らせて，通知を希望する人に対し，可能な範囲で，刑事事件の処分結果等の情報を提供する。		
	指標 1	通知者数	目標値等 -
	指標 2	通知件数	目標値等 -
	指標 3	通知希望者数	目標値等 -
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 事件処分の結果等を知りたいという，被害者その他の刑事事件関係者の要請にこたえる。</p> <p>2．目的・意図（当該施策の必要性） 事件の処理結果（公判請求，略式命令請求，不起訴等），公判期日（係属裁判所，公判期日），刑事裁判結果（主文，裁判確定日等）等を希望する者に対して通知することにより，刑事司法手続に対する被害者を始めとする国民の理解と信頼を得て，将来の検察活動に対する国民の協力を確保し，刑事司法の適正かつ円滑な運営を図る。</p> <p>3．当該施策の実施方法 被害者等通知制度の国民への周知，制度の適切な運用。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	本制度による通知は，個々の事件の性質によっては，関係者の名誉・プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合など，通知することが相当でないと認められる事由がある場合には，通知を行わないこともあり，被害者その他の刑事事件関係者であっても，希望に応じられない場合がある。		
測定方法等	<p>1．測定時期：平成 1 7 年 3 月 3 1 日</p> <p>-----</p> <p>2．測定方法等 通知件数等については，事件数，被害者の希望及び犯罪の性質等の外部要因に影響されるので，予め数値目標を設定する目標達成度評価にはなじまないが，本施策の活動実績を示すデータの一つとして掲載する。</p>		
評価の内容	1．平成 1 6 年度に講じた施策（実施状況）		

本制度に基づく通知希望者数、通知者数、通知希望者に通知しなかった数、及び通知件数について

<今回掲載する数値>

例年、本制度に基づく通知希望者数、通知者数、通知件数を掲載してきたが、評価方法の見直しを行い、本年から「通知希望者に通知しなかった数」についても把握し掲載する。なお、参考として平成14年及び15年の数値についても掲載する。

(通知希望者数、通知者数、通知希望者に通知しなかった数)

通知希望者の総数、実際に通知を実施した通知者の総数、通知希望者に通知しなかった総数は次のとおりである。

年	通知希望者数	通知者数	通知希望者に通知しなかった数
14	47,690名	76,691名	
15	44,442名	76,087名	
16	45,967名	75,877名	17名

(注)通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回の通知をしているためである。

(通知件数)通知件数の総数、通知内容の内訳は次のとおりである。

年	通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放
14	79,927件	36,220件	18,191件	24,462件	1,054件
15	79,454件	33,376件	17,981件	26,715件	1,382件
16	80,720件	33,346件	18,578件	26,882件	1,914件

(注)通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由(捜査処理と公判期日)を通知した場合は、通知者数は1、通知件数は2となるためである。

2. 評価結果

平成16年においては、45,967名から通知希望があり、延べ80,720件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は17名であり、その理由の中で最も多いものは、通知対象者の転居等通知不能の場合であり、そのほかの理由としては、事件によりPTSDを発症しており通知することによって病状に悪影響を及ぼすおそれがあるため担当医から通知希望者に通知しないよう依頼があった、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがあるため通知することが相当でないと検察官が判断した場合等であり、通知希望に対して適切に対処している。

本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。

検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認めた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、目標はおおむね達成できたこと

	<p>から、本施策について、有効性が認められ、引き続き実施する必要性がある。</p> <p>今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適切な運用をすることが必要である。</p>
見直しの有無	<p>平成16年から「通知希望者に通知しなかった数」についても把握できるよう統計方法を変更したところであり、来年も引き続き同様の評価方法をとることとしたい。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局				
施策等の名称	検察広報の積極的推進				
目 標	基本目標				
	検察に対する国民の理解を深め，国民の信頼を高める。				
	【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】				
	達成目標				
	全国の各検察庁において，幅広い層の国民に対し，検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。				
	指標 1	対象年齢層	目標値等	-	
	指標 2	実施状況	対象年齢層別回数	目標値等	-
	指標 3	内 容	目標値等	-	
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 検察が，法秩序を維持し，社会正義を実現するためには，検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠である。</p> <p>2．目的・意図（当該施策の必要性） 「検察官や検察庁は，どんな仕事をしているのか。」，「検察と警察の違いがよく分からない。」といった国民の声があるところ，検察の役割や刑事司法に関することについて，各検察庁において，幅広い層の国民に対して広報活動を実施することにより，これらの疑問に答えると同時に刑事司法全体についての正確な理解と信頼を得ることを目的とする。</p> <p>3．当該施策の実施方法 具体的には，移動教室，出前教室，刑事裁判傍聴などの各種広報活動を積極的に推進する。</p>				
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし				
測定方法等	<p>1．測定時期：平成 17 年 3 月 31 日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2．測定方法等 全国の各検察庁からの移動教室，出前教室，刑事裁判傍聴やその他広報活動を実施した報告を基に，各検察庁において実施した広報活動について，その実施した年齢層，年齢層別回数，具体的な広報活動の実施内容などから実施状況を測定し，評価を行う。</p>				

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）

(1) 各検察庁における実施状況及び内容

検察庁における広報活動として、

「移動教室」

検察庁において、庁舎見学や広報ビデオの上映のほか、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布，法務史料展示室見学，庁舎見学，模擬取調べ，司法制度改革の概要説明等）

「出前教室」

検察職員が学校等に出向くなどして、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布，模擬裁判，司法制度改革の概要説明，座談会等）

「刑事裁判傍聴」

刑事裁判傍聴を行うとともに、検察に関する質疑応答等を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布，法務史料展示室見学，裁判所の法廷施設見学，司法制度改革の概要説明，座談会等）

を実施し、そのほか、検察官の業務内容や司法制度改革に関する講話・講演，地元放送局のラジオ番組への出演や新聞・広報誌への寄稿などを実施した。

移動教室等における検察に関する説明等の具体的な実施内容については、以下の表のとおりである。

実施	具体的な内容
検察に関する説明	刑事手続の流れ，捜査・公判手続，検察庁の概要・業務，検察官の仕事など
庁舎見学	検務事務執務室，証拠品保管庫，記録保管庫，被害者等相談者室，取調室など
広報用ビデオの上映	<p>「検察の役割 - 社会正義の実現のために」 ある殺人事件を例として検察庁における一連の手続を説明</p> <p>「被害者とともに」 一般人が強盗にあったという設定で犯罪被害者の目から見た刑事手続について説明</p> <p>「法と正義の守り手・検察庁」 小学生がスリを目撃することに端を発し，警察による検挙から公判における検察官の役</p>

	割など子供にも分かりやすい表現で一連の刑事手続を説明 など
パンフレットの配布	「検察庁のしおり」、「犯罪被害者の方々へ」、「司法制度改革」、「裁判員制度がはじまります!」、各庁独自のパンフレットなど
模擬取調べ・模擬裁判	参加者が、検察官、裁判官、弁護士等に扮しての取調べ・裁判の実施や職員による取調べ状況の再現など

各種広報活動は、延べ739回実施され、参加人数は、2万8,009人であり、その内訳は以下の表のとおりであった。

年齢層別	実施回数	参加人数(概数)
小学生(2年生から6年生)	27回	857人
中学生(全学年)	173回	2,907人
高校生(全学年)	82回	7,129人
専門学校生(全学年)	7回	59人
大 学 生 (大学院を含めて全学年)	92回	3,247人
一般(注)	325回	13,810人
そ の 他 (広報誌への寄稿等)	33回	
合 計	739回	28,009人

注 個人・教員・教育委員会・報道関係者・公務員・保護司・更生保護女性会・身体障害者協会・ロータリークラブ・犯罪被害者センターなど

(2) 検察庁ホームページについて

平成14年8月、最高検察庁において検察庁ホームページを開設し、検察官・検察庁に関する説明・検察庁所在地等を掲載するとともに、移動教室や広報ビデオ等の紹介を行っているところ、平成16年度については、アクセス件数は、約20万7,000件であり、また、ホームページの更新や各検察庁における最新情報の掲載等を行うことにより、ホームページのより一層の充実を図った。

(3) 検察広報官の増設

大規模庁の広報体制を強化するため、平成16年度には、横浜、神戸及

び仙台地方検察庁に検察広報官が設置され、報道機関からの取材対応を担当する次席検事の補佐を行うとともに、各種広報活動の実施、調整及び企画立案を専門に担当したことで、広報窓口が一元化され、より効率的で効果的な広報活動を行えるようになった。

2. 評価結果

検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に739回実施され、参加人数も2万8,000人以上と前年に比較して全体的に増加しており、また、移動教室等の参加者から、検察に対する理解が深まったとの感想が寄せられていることから、検察広報が有効に実施されたものと認められる。さらに、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、より効率的で効果的な検察広報活動が行っている。

以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、目標はおおむね達成できたことから、本施策について、有効性、効率性が認められ、引き続き実施する必要がある。

今後も幅広い層の国民に対して各種広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁において積極的に広報活動を展開していくことで、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」ために努力をしていく方針である。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局			
施策等の名称	捜査における通訳の適正の確保			
目 標	基本目標	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。		
		【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】		
	達成目標	通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。		
	指標 1	実施状況 研修日数	目標値等	2 日間
	指標 2	実施状況 研修員数	目標値等	5 0 人
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ 国際化の進展に伴う外国人を被疑者とする事件の増加に伴い、捜査手続における正確・公正な通訳が求められている。</p> <p>2. 目的・意図（当該施策の必要性） 捜査手続における有能な通訳人を確保すること。</p> <p>3. 当該施策の実施方法 通訳人としての知識習得のための研修の実施。</p>			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし			
測定方法等	1. 測定時期： 平成 1 7 年 3 月 3 1 日			
	<p>2. 測定方法等 中央研修として全国の地方検察庁から通訳人が参加する通訳人セミナーを実施した（別紙開催日程）後、全参加者を対象として、事後アンケートを実施した。</p>			
評価の内容	<p>1. 平成 1 6 年度に講じた施策（実施状況） 平成 1 6 年 7 月 8 日から 9 日までの 2 日間、中央研修として全国の地方検察庁から通訳人 4 9 名が参加する通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかわる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義を行うことにより知識の修得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検</p>			

察官との意見交換を行い，情報収集の場を設けた。

2．評価結果

上記のとおり，2日間にわたり，参加人員49人の研修を実施したところ，事後アンケートの結果により，捜査に必要とされる知識，公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され，通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認できており，目標はおおむね達成でき，本施策について，有効性が認められ，引き続き実施する必要がある。

今後とも，このような諸施策を継続するとともに，研修後実施した事後アンケートにより寄せられた意見や要望を参考にして，有能な通訳人を確保する上での新たな施策の必要性も含めて検討し，質的向上のための施策を進めていくことにする。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

通訳人セミナー日程

日程 平成16年7月8日(木)～9日(金)
場所 法務総合研究所第5教室

月日	時間	事項
7 月 8 日 (木)	13:00	集合(受付)
	13:15～13:30	開始式
	13:30～14:45	講義(1)「刑事手続法について」
	14:45～15:00	休憩
	15:00～16:15	講義(2)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」
	16:15～16:30	休憩
7 月 9 日 (金)	16:30～17:45	講義(3)「刑事実体法について」
	9:30	集合
	9:50～11:00	法廷傍聴(東京地裁)
	11:00～11:15	休憩
	11:15～12:15	講義(4)「検察官から見た捜査通訳の留意点」
	12:15～13:30	休憩(昼食)
	13:30～14:30	検察官との座談会
14:30～14:40	休憩	
14:40～15:00	終了式 (解散)	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正職員に対する研修の充実強化		
目 標	基本目標		
	受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。		
	【基準年次・評価総括年次：平成16年度】		
	達成目標		
	矯正施設で勤務するすべての職員に対し，質の高い人権研修を受講する機会を与える。		
	指標 1	中間監督者を対象とする，行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修（非暴力的危機介入法）の導入	目標値等
指標 2	非暴力的危機介入法の研修インストラクター育成と矯正施設における同研修の実施	目標値等	平成16年度導入
指標 3	新採用職員，中級幹部養成，上級幹部養成のための研修における新規の医療関係科目（矯正医療と被収容者処遇の在り方について）の実施	目標値等	平成16年度導入
指標 4	全矯正施設への自庁研修用人権研修資料の作成，配布	目標値等	平成16年度導入
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 矯正職員に対する人権意識の高揚を図るための研修は，矯正研修所及び同支所（8支所）における各種研修，各矯正施設における自庁研修等により実施しているところ，名古屋刑務所における一連の事件を契機に，これまでの人権教育が必ずしも十分な効果をあげていなかったとの指摘がなされ，平成15年12月の行刑改革会議提言においても，職員の人権意識の改革のためには，効果的な職員研修の実施が重要とされたことから，職員の人権意識を一層向上させるため，研修の充実強化を図っていく必要がある。</p> <p>2．目的・意図 矯正研修所における職員研修については，これまでも人権啓発を行うため，</p>		

研修科目の新設や既存の研修内容及びカリキュラムを見直すなどしてきたところ、民間プログラムによる人権研修の新たな導入や新規医療関係科目の実施により、また、矯正施設における自庁研修については、矯正施設内で日々起こる様々な事象をもとにしたロールプレイングや事例研究の実施、さらには、同民間プログラム研修の新たな導入により、それぞれ研修の充実強化を図り、職員の人権意識の向上を図ることを目的とする。

3. 当該施策の実施方法

これまでの人権教育が必ずしも十分な効果をあげていなかったとの指摘を踏まえ、指標1及び2については、新たに民間プログラムによる研修を導入することにより、指標3については、医師などの専門家による講義等を実施することにより、指標4については、職員自らが考える機会を与えたり、相手の立場に立って考える機会を設けるため、事例研究やロールプレイング形式の研修方法を採用することにより、研修効率及び効果の一層の向上を図ることとした。

4. 基本目標と達成目標・指標との関係

矯正研修所及び矯正施設における研修について、新たな人権研修を導入するなど見直しを図り、

- (1) 指標1及び2により、行刑施設の中間監督者等に対し、暴力行為に及ぶおそれのある被収容者への適切な対応方法（非暴力的危機介入法）を矯正研修所において学ばせるとともに、同対応方法を職場で研修するインストラクター（指導者）としての資格を一部の職員に取得させ、これらの職員が帰庁後、各行刑施設において刑務官に対し同研修を実施するなどして、処遇場面において被収容者が暴力行為にまで発展する事態について可能な限り未然防止を図ることとし、
- (2) 指標3により、すべての新採用職員に対し感染症や精神疾患等の医学的基礎知識を身に付けさせるとともに、幹部要員に対し矯正医療の現状と課題について理解、認識を深めさせ、被収容者処遇の在り方を再検討する機会を与えるなど、その後の部下職員の指導に活かすこととさせ、
- (3) 指標4により、人権問題一般、被収容者処遇に関連する国際準則等の資料及び実務に即したロールプレイングや事例研究を学ばせるための資料を盛り込んだ職場用人権研修教材を矯正研修所において新たに作成し、全矯正施設に配布の上、同教材を活用させることとし、矯正施設で勤務する職員に、階層に応じたさまざまな研修を実施することにより、すべての職員に対し、質の高い人権研修を付与する機会を与え、これにより職員の人権意識を一層向上させ、受刑者の人権を尊重した処遇の実施に資することとした。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

特になし

測定方法等

1. 測定時期：平成17年3月31日

2. 測定方法等

矯正研修所及び矯正施設における各研修の実施結果等により測定した。

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）

(1) 指標1

矯正研修所において、民間プログラムである非暴力的危機介入法研修を

新たに導入し，同 8 支所で行刑施設の中間監督者等102人に対し実施したほか，同本所においては，行刑施設の上級幹部及び中級幹部を育成するための研修カリキュラムを見直し，上級幹部要員 60 人及び中級幹部要員 17 人に対し実施した。

(2) 指標 2

矯正研修所本所において，行刑施設の中間監督者等 96 人に対し，非暴力的危機介入法インストラクター育成研修を実施した上，指導者としての資格を得たこれら中間監督者が各行刑施設（74 庁）等において，自庁研修として計1,515人の職員に対し非暴力的危機介入法研修を実施した。

(3) 指標 3

新採用職員，中級幹部及び上級幹部養成のための研修である矯正研修所刑務官等研修課程，法務教官研修課程，法務技官研修課程，中級管理研修課程，高等研修課程において，それぞれカリキュラムを見直し，平成 16 年度から医師等を講師とする「矯正施設における医療」，「感染症と矯正施設」，「精神医療」，「急患発生時の初期対応」及び「矯正医療問題」などの新規医療関係科目を導入した。

(4) 指標 4

矯正研修所において，自庁研修用人権研修資料「事例研究・ロールプレイング用教材～施設における人権研修～」を作成し，平成 16 年 11 月，全矯正施設に配布した。

2. 評価結果

(1) 指標 1

行刑施設内における職員と被収容者の関係は，ともすれば圧倒的な支配服従関係に陥りがちであることから，職員に相手の立場に立って考え，対話により相手を説得するなどの冷静な対応ができる能力を習得させることが肝要であるとの観点から，行刑施設の中間監督者（課長級）等に対し，共感的な話の聞き方，相手の感情を高めないような質問の仕方，表情や言葉の抑揚が相手に与える影響などを学ばせるとともに，部下職員に対し受刑者の人権を尊重した処遇をどのようにして指導すべきか等を考えさせた。

(2) 指標 2

行刑施設において被収容者を直接処遇する業務に従事している中間監督者（係長級）及び矯正研修所教官に対し，前記指標 1 のとおり考えさせるなどした。さらに，これら職員に対し，実際に各職場においてどのように非暴力的危機介入法プログラムを促進していくのかについて学ばせた上，各施設において部下職員に対して自庁研修を行わせることにより，刑務官に行動科学的な視点や心理学的な技法を身に付けさせ，日常の処遇場面に反映させるとともに，現場責任者たる中間監督者が毎日の職務執行に活用し，被収容者に対する不適切な処遇の防止を図り，人権に配慮した処遇の推進に努めた。

(3) 指標 3

新規の医療関係研修科目により，新たに採用された刑務官，法務教官及び法務技官に対し，被収容者の健康状態のとらえ方，救急法の基礎的な実技，精神疾患及び感染症に対する基礎的知識等を付与し，これら疾病を有する被収容者に対する理解を深めさせ，人権意識の涵養を図った。また，幹部要員に医療関係法令に関する知識を付与し，矯正施設における医療の現状と課題を再認識させることなどにより，幹部になった場合，医療上の不適切処遇の防止や人権に配慮した処遇をどのようにして指導すべきか等を学ばせた。

(4) 指標 4

	<p>矯正施設の職員が独善に陥ることなく、自己の過去の執務について批判的な見方もできるようにするため、職員が被収容者の立場に立って感じ、考える機会を与えるとの観点から、施設において配布された人権研修資料に基づき、職員に対し設定された処遇場面を与え、職員・被収容者それぞれの果たすべき役割を考えさせ、ロールプレイングを行わせたり、事例教材を検討させるなどした後、グループや全体で討議を行う自庁研修を実施させた。これにより、職員自身において被収容者に対する不適切な処遇を再度点検させ、今後もその防止に留意させるとともに、人権に配慮した処遇の在り方を改めて考えさせ、被収容者の人権を尊重した処遇の推進に取り組んだ。</p> <p>これら指標 1 から 4 までの人権研修については、例えば、職員から、非暴力的危機介入法研修の受講後、「今まで以上に受刑者のサインを見逃さずにタイミングよくケアしていくことの重要性を再認識できたと思う。」などの、また、自庁研修用人権研修資料に基づく施設での研修受講後、「一方的な講義形式よりも、事例研究やロールプレイング形式の方が関心を持てた。」などの、それぞれ感想があったこと等から、非常に効果的であったと認められ、さらに、例えば、非暴力的危機介入法研修は、民間講師の講義等によりインストラクターを育成し、当該職員が所属施設において部下職員に研修を行う方法を採用したことから、矯正研修所において研修寮等を活用して職員を集め、教官が実施する方法と比較すれば、より多くの職員に研修を行うことが可能となるなど、一層効率的と認められるため、これら研修を引き続き実施することとし、今後も、矯正施設で勤務する職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与えるよう努めていくこととしている。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正施設における職業教育の充実強化		
目 標	基本目標	受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。	
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】		
	達成目標 1	受刑者に対し，広く職業訓練の機会を与える。	
	指標 1	受講者数	目標値等 対前年度増
	指標 2	受講者数 / 受刑者数	目標値等 対前年度増
	参考指標	業種別雇用情勢	
	達成目標 2	受刑者に対し，職業に必要な知識・技能を修得させる。	
	指標 1	職業訓練の修了者数	目標値等 対前年度増
	指標 2	資格又は免許の取得者数及び取得率	目標値等 対前年度増
	基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 刑務所及び少年刑務所で行われている職業訓練は，国が行う刑罰の内容である刑務作業の一つの形態であり，その目的は，受刑者が職業的技能や知識を身につけ，公の免許，資格等を取得することにより，円滑な社会復帰が図られ，改善更生に資することにある。</p> <p>法務省矯正統計年報によれば，平成 1 5 年度の 1 年間に刑務所に入所した受刑者は，31,355人であり，犯時職業を見ると，そのうち無職の者（学生，家事従事者を除く。）が20,840人で入所受刑者全体の65.5パーセントを占めており，これら無職者を出所後に職に就かせること，すなわち，受刑者の円滑な社会復帰が再犯防止の鍵であり，国の法秩序や治安の維持に寄与することとなる。</p> <p>2．目的・意図（当該施策の必要性） より多くの受刑者に訓練機会を与え，さらに免許・資格等を取得させる。</p> <p>3．当該施策の実施方法 受刑者の職業訓練受講機会の拡大，免許・資格等の取得の促進を図るとともに，労働需要や訓練対象者に応じた訓練種目の見直しを行う。</p>	
目標達成に影響	特になし		

響を及ぼす可能性のある外部要因

測定方法等

1. 測定時期：平成17年3月31日

2. 測定方法等

職業訓練による技術や知識の修得、免許・資格等の取得により、受刑者の出所後の就労を容易にすることによって再犯の防止に資すると考えられることから、以下の指標について、その数値の高低をもって、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測った。

(1) 職業訓練受講者数 (法務省矯正局統計資料)

(2) 職業訓練受講率

$$= \text{職業訓練受講者数} / \text{受刑者数} \times 100 (\%)$$
(法務省矯正局統計資料)

(3) 業種別雇用情勢 (厚生労働省統計資料)

(4) 職業訓練修了者数 (法務省矯正局統計資料)

(5) 免許・資格等の取得者数 (法務省矯正局統計資料)

(6) 免許・資格等の取得者率

$$= \text{免許・資格取得者数} / \text{免許・資格取得試験受験者数} \times 100 (\%)$$
(法務省矯正局統計資料)

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策(実施状況)

(1) 職業訓練受講者数
平成16年度職業訓練受講者数は、2,413名で前年度を231名上回った。

年度別職業訓練受講者数
(単位：人)

年 度	12	13	14	15	16
職業訓練受講者数	1,895	1,923	2,191	2,182	2,413

法務省矯正局統計資料による。

(2) 職業訓練受講率
平成16年度における職業訓練受講率は3.6パーセントで、前年度を0.2ポイント上回った。

職業訓練受講率の推移
(単位：人，%)

年 度	14	15	16
受講者数	2,191	2,182	2,413
受刑者数	58,850	63,317	66,221
受講率	3.7	3.4	3.6

注) 「受講者数」は、当該年度に職業訓練を開始した総数を表す。
「受刑者数」は、当該年度の末日において、行刑施設に収容されている受刑者数を表す。
「受講率」は、受刑者数に占める受講者数の割合を表す。

(3) 業種別雇用情勢
産業別欠員率をみると、建設業の欠員率は、平成15年度は低くなっているものの、過去の推移をみると、下表のとおり他の産業に比べて高い欠

員で推移していることから、建設関連の職業訓練種目である就職支援コース科（建築物のく体工事に関する技能・知識を付与する職業訓練種目）、建設機械科、小型建設機械科を拡充したところ、前年度を28名上回る275名がこれらの職業訓練を受講するに至った。

産業別欠員率

(単位：%)

年度	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
50	2.8	1.9	2.7	1.4	2.8	2.6	4.6	3.0
55	1.8	2.8	2.6	1.4	2.1	1.5	2.7	1.8
60	0.6	2.0	2.5	0.8	2.1	1.3	0.7	2.1
2	2.9	10.8	6.5	3.6	4.7	1.7	0.7	4.1
7	1.2	3.3	1.4	1.8	1.1	2.7	0.5	1.1
10	0.1	0.8	0.6	0.8	0.9	0.8	0.7	1.1
11	0.3	1.0	0.6	0.9	0.8	0.8	1.6	0.8
12	0.0	1.4	0.8	1.2	1.2	1.5	2.2	1.2
13	0.3	1.0	0.6	1.1	0.9	1.8	0.3	0.9
14	0.0	1.4	0.5	0.7	1.1	0.5	0.6	0.8
15	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	1.5	0.8	0.9

厚生労働省「雇用動向調査」による。

注) 欠員率 = 未充足求人数 / 常用労働者数 × 100 (%)

(4) 職業訓練の修了者数

平成16年度職業訓練修了者数は、2,097名で前年度を221名上回った。

年度別職業訓練修了者数

(単位：人)

年 度	12	13	14	15	16
職業訓練修了者数	1,654	1,671	1,952	1,876	2,097

法務省矯正局統計資料による。

(5) 免許・資格等取得者数の増加

免許・資格等を取得するため受験した受刑者のうち、前年度を57名上回る2,271名が免許・資格等を取得した。

(6) 免許・資格等の取得率

平成16年度免許・資格等の取得率は、次表「免許・資格等取得状況」のとおり80.0パーセントであり、前年度を2.6ポイント下回ったものの、受験者数は前年度を157人上回った。

免許・資格等取得状況

(単位：人，%)

年度	資格等	危険物取扱者	溶接技能者	ボイラ技師	自動車整備士	理容師	その他	合計	合格率
	12	受験者	446	279	118	86	56		
	合格者	331	238	100	78	54	1,141	1,942	
13	受験者	179	262	125	83	46	1,484	2,179	87.5
	合格者	160	212	117	81	38	1,298		
14	受験者	220	271	134	98	51	1,467	2,241	86.1
	合格者	178	223	119	95	49	1,265		
15	受験者	561	249	133	97	33	1,609	2,682	82.6
	合格者	412	229	120	96	32	1,325		
16	受験者	572	331	145	87	35	1,669	2,839	80.0
	合格者	386	282	117	84	33	1,369		

法務省矯正局統計資料による。

	<p>2. 評価結果</p> <p>平成16年度には、職業訓練実施施設において、受刑者の職業訓練受講機会の拡大、免許・資格等の取得の促進を積極的に図った結果、受講者数2,413名（対前年度231名増）、受講率3.6パーセント（対前年度0.2ポイント増）、修了者数2,097名（対前年度221名増）、免許・資格等取得者数2,271名（対前年度57名増）免許・資格等取得率80.0パーセント（対前年度2.6ポイント減）と、免許・資格等取得率を除き、対前年度を上回る結果となった。免許・資格等の取得率が前年度を下回る結果となったが、これは、免許・資格等の取得の促進を図ったことにより、免許・資格等の受験者数が増加したためである。</p> <p>このように、平成16年度においては、受刑者に対し、職業訓練受講機会や免許・資格等の取得の機会を広く与えており、受刑者の円滑な社会復帰に寄与していると期待できることから、本施策については有効性が認められ、今後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>現在、免許・資格等の取得を目的とした職業訓練は、主に初犯受刑者が収容されている施設を中心に実施されていることから、今後は、引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行い、併せて、累犯受刑者や女子受刑者等を収容する施設においても、社会復帰に資する職業訓練の積極的な実施を図る必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正施設における教育活動の推進		
目 標	基本目標		
	<p>被収容者が、犯罪、非行事実を客観的に見つめ、被害者に対する自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成 1 4 年度 評価総括年次：平成 1 6 年度】</p>		
	達成目標		
	<p>被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムを実施する。</p>		
指標	行刑施設及び少年院における被害者の視点を取り入れた教育プログラムの実施状況	目標値等	すべての行刑施設（74庁）及び少年院（53庁）における（分院を含む）被害者の視点を取り入れたプログラムの実施
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 近年、犯罪や非行の被害者等に対する保護・救済の在り方が刑事政策上の重要な課題の一つとなっており、また民間の被害者支援活動も多様化・活発化していることから、矯正施設における教育内容についても、被害者の視点がどのように反映されているか等について、社会の関心が一段と高まっているところである。</p> <p>2．目的・意図 刑務所や少年院などの矯正施設では、犯罪者や非行少年を収容し、改善・更生のための各種教育プログラムを実施している。教育プログラムは、対象者の問題性に働き掛けることを目指しており、主要なものとして、刑務所においては、交通事犯防止指導、暴力団離脱指導、覚せい剤乱用防止教育、酒害教育等が、少年院においては、個別面接指導や集団討議、S S T（Social Skills Training 社会生活技能訓練）、家族関係や不良交友関係、薬物使用や交通問題等に関する指導が挙げられる。 また、矯正施設における教育は、対象者が犯罪・非行事実を客観的に見つめ、自らの過ちに気づき、被害者等の気持ちを理解し、自己の責任を自覚することが重要であることから、本施策は、効果的な教育プログラムを実施し、被収容者に対し、被害者の立場を理解させ、改善更生させることを目的とするものである。</p> <p>3．当該施策の実施方法 国民の関心に適切に応えていくために、直接処遇に携わる矯正施設職員等が、部外有識者等との意見を聞きながら、協議会・研究会を通して研究を推進することによって、効果的な被害者の視点を取り入れた教育プログラムを実施していく。</p>		

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>本評価は、「被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムを実施する。」という達成目標を達成するために実施されている被害者の視点を取り入れた教育プログラムの実施状況について評価することとする。</p>
評価の内容	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 平成16年6月から9月にかけて、犯罪被害者支援団体、犯罪被害者に関する研究に携わる大学関係者等部外有識者の方々を招へいし「被害者の視点を取り入れた教育」研究会を開催し、矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育への取り組みについて検証するとともに、同教育の在り方やその教育内容・方法等の充実方策について検討した。</p> <p>(2) 行刑施設については、被害者の視点を取り入れた教育を一層充実させるために、上記研究会の提言等を踏まえ、また研究会のメンバーであった犯罪支援団体の方々にも御協力いただき、犯罪被害者の方の生の声を被収容者に伝えるという観点から、被害者感情理解用オリジナルビデオ教材を作成した。</p> <p>(3) 少年院については、被害者の視点を取り入れた教育をより体系的に実施するために、上記研究会の提言を取り入れ、同教育の教育目標の構造や教育内容、教育方法の選定及び配列に係るモデル案を作成した。</p> <p>(4) 24庁の少年院で、被害者の視点を取り入れた教育に関する研究授業を開催し、家庭裁判所、地方検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所等関係機関の職員により研究討議を実施し、指導内容や指導方法等に関する検討を行った。</p> <p>(5) 平成14年度から矯正管区等により実施してきた被害者の視点を取り入れた教育プログラムに関する調査研究や、平成16年度に実施した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の提言等を踏まえ、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に行うために、同教育のモデル案やオリジナル教材を作成したところであり、同教育の実施状況を見ると、行刑施設では36庁、少年院では全庁において実施されている。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>行刑施設における被害者の視点を取り入れた教育の実施状況を見ると、平成16年4月の段階で31施設（同教育の導入検討施設を含む。）、17年4月の段階で、42施設（同）となっており、また、少年院においても、犯罪被害者・被害者支援団体による講演等が、平成15年度の17件から同16年度は30件とその充実が図られている。</p> <p>また、処遇効果については、指導を受けた者に作文やアンケートを書かせたり、職員が面接するなどしてその把握に努めているが、それらの結果から、内省の深まりなどについて効果があったと思われる。</p> <p>以上のことから、本施策については有効性が認められ、今後も引き続き実施する必要がある。</p>

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局			
施策等の名称	民間との協働による犯罪者の更生			
目 標	基本目標	<p style="text-align: center;">行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り，被収容者処遇の質を向上させる。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】</p>		
	達成目標	民間委託率の向上		
	指 標	民間委託ポスト / 職員数	目標値等	1.22% (16 年度予算案)
	参考指標	刑務所の民間委託率 15 年度0.65%		
	基本的考え方	<p>1. 現状と問題点</p> <p>(1) 行刑施設の過剰収容の進行に比例し，収容関係業務が大幅に増加していることに伴い，職員の精神的・肉体的負担は著しく増大しており，これが被収容者への矯正処遇の質の低下を招いている。</p> <p style="padding-left: 2em;">行刑施設における職員の勤務負担は，職員 1 人当たりの負担率が 4 名を超え（平成 8 年度 2.87 人 平成 15 年度 4.3 人 約 1.5 倍），欧米諸国と比べても著しく高いこと，年次休暇取得が困難であること（保安職員の平成 15 年平均年休取得日数は 3.9 日），4 週 8 休が確保できない施設が多数であること（74 庁中 64 庁）等，厳しさを増している。</p> <p>(2) このことは，必要な箇所に必要な人員を配置できず，被収容者処遇の円滑な実施に支障を生じていること，総務部の職員が，日中，処遇の配置応援に就かざるを得ず，総務部職員の通常業務処理が時間外に行われ，事務の遅滞が見られること，職員のストレスが増大し，士気にも影響を及ぼしていることなどの問題を生じている。</p> <p>2. 意図・目的</p> <p>(1) このような状況の中で，職員の過重負担を解消するとともに，矯正処遇の充実を図り，被収容者の改善更生に資するためには，刑務官等所要の要員の確保が必要不可欠であり，現に平成 16 年度については，大幅に職員が増員されたところではあるが，なお不足する要員は民間委託を積極的に推進・展開することで，必要な配置ポストを確保していく必要がある。</p> <p>(2) 民間委託の推進については，平成 16 年度予算編成から，「政策群」として位置付けられたが，これは，歳出改革を一層推進させるため，予算配分の重点化・効率化に当たり，政策目標の実現に向け，「民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革，規制改革等の施策と予算の組合せ」を意図して予算編成方針に盛り込まれたものである。</p> <p>(3) 当該施策である「民間との協働」については，行刑施設の過剰収容問題と，職員の勤務負担が極めて重くなっているところ，業務の民間委託を推進し，あるいは P F I 手法を活用した施設整備の推進を主眼としており，</p>		

正に現在矯正が求められている規制改革等の動きにも合致したものである。

(4) また、前記の平成16年度予算編成の基本方針においても、政策群として取り上げられた項目については、「執行段階及び事後において厳格な検証を行い、国民への説明責任を果たすとともに、その後の政策に反映させる。その際政策評価や予算執行調査等を活用する。」と明言されているところであり、現に財務省による平成16年度予算執行調査では、執務能力の向上、コスト面における効率化等が検証され、「民間委託は効果的かつ効率的な手法と認められ、一層の拡大が適当」と評価されたところであり、当該施策は、今後も積極的に政策評価を行うべきであると思料する。

(5) ついては、「民間でできることは民間に」という原則の下、民間委託を積極的に推進することにより、配置職員を確保することで、本来、被収容者の処遇に携わるべき職員を、本来の配置に戻し、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実に資することにより、「行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる」という本施策の基本目標の達成が可能となる。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

被収容者の収容動向（行刑施設の受刑者等収容人員の大幅な増加）

測定方法等

1. 測定時期：平成16年4月1日

2. 測定方法等

平成16年度予算

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）

行刑施設の民間委託実施状況

事 項	平成16年度 (単位：ポスト)
業務の民間委託（アウトソーシング）の促進	212
正門警備業務	18
自動車運転業務	29
総務系（庶務）業務	74
総務系（用度）業務	74
通訳業務	14

2. 評価結果

平成15年度において、

民間委託ポスト数111ポスト / 職員数17,119名 = 0.65%

であった民間委託率が、平成16年度においては、

民間委託ポスト数212ポスト / 職員数17,378名 = 1.22%

	<p>となっており，こうした民間委託の推進により，総務部の職務分担を見直し，職員を被収容者の処遇に直接携わる処遇部門に再配置することができた。処遇部門においては，警備及び処遇，教育等の実施に必要な配置職員が確保されたことで，被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られ，その結果，被収容者処遇が向上し，また，職員の勤務負担は軽減された。</p> <p>今後も現下の社会情勢や犯罪発生状況，刑の厳罰化・長期化等の傾向から行刑施設の過剰収容は，継続することが見込まれているが，昨今の国家公務員の厳しい定員事情を勘案すると，本施策の基本目標を達成するための所要の要員を確保するには，今後も更なる民間委託の拡大を図っていくことが必要不可欠である。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	行刑施設における過剰収容の緩和		
目 標	基本目標	<p style="text-align: center;">行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り，国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】</p>	
	達成目標	<p style="text-align: center;">過剰収容下にある行刑施設において収容能力拡充のための整備を促進する。</p>	
	指標	年度末現在の収容率	目標値等 対前年度減
	参考指標	平成 15 年度末における行刑施設の収容率	103.8%
	基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>(1) 近年の我が国の急激な国際化の進展，経済不況による失業者の増加，地域社会の連帯機能の低下などの経済・社会構造の変革に伴って犯罪情勢にも大きな変化が生じ，犯罪発生件数が増加するとともに，犯罪の凶悪化により公判請求件数の増加傾向と刑の長期化傾向が進行し，これに伴い，初犯受刑者，外国人受刑者，女子受刑者及び高齢受刑者を中心に受刑者が著しく増加しており，行刑施設においては，平成 13 年秋以降，収容人員が収容定員を大幅に上回る「過剰収容」が常態化している。</p> <p>(2) 過剰収容下にある行刑施設では，居室に定員を超過して被収容者を収容せざるを得ないため，収容環境が著しく悪化し，これに伴うストレスの増大を背景として，職員に対する暴行・傷害件数，被収容者相互の同衆暴行・傷害件数，規律違反行為による懲罰事案数，施設や職員に対する不服申立件数が著しく増加し，これらへの対応も含めた職員の業務量が著しく増大していることも相まって，被収容者の拘禁の確保と改善更生のための矯正教育の実施に重大な支障が生じている。</p> <p>(3) こうした過剰収容状態は，行刑施設の運営はもとより，刑事司法システム全体にも重大な支障を及ぼしている。すなわち，犯罪が発生して容疑者を逮捕した場合，刑事司法手続に従って，警察留置場から拘置所，次いで，拘置所から刑務所へと移監されることとなっているが，刑務所の過剰収容の影響により，拘置所に刑務所への移監対象既決被収容者が滞留し，その影響で警察署留置場には拘置所への移監対象被告人等が滞留することもあるため，警察における検挙・捜査活動や検察における捜査・公判活動を阻害する要因にもなりつつある。</p> <p>(4) 行刑施設の過剰収容状態を解消し，犯罪者の拘禁を厳正に確保するとともに，その改善更生のために人権に配慮しつつ社会復帰のための適切な矯正教育を施すことは，刑罰法令を適正に執行すべき国の責務である。</p> <p>(5) 刑事司法システムが十全に機能することにより，国民の治安に対する安心感と同システムに対する信頼が醸成され，この信頼により，犯罪の申告</p>	

や情報提供など、捜査・公判活動への協力、刑務所からの仮釈放者等に対する社会内処遇への支援が得られ、良好な治安が維持されるものであるところ、現在のような行刑施設の状態を放置すれば、こうした国民の協力や支援が得られなくなるばかりか、逃走等の保安事故に止まらず、施設内の規律が崩壊するなど重大な社会不安を惹起する危険性があり、行刑施設の過剰収容問題に緊急かつ適切に対処することは、現下の治安対策の要である。

2. 目的・意図（当該施策の必要性）

- (1) 行刑施設における過剰収容状態を早期に解消し、被収容者の適正な居住環境を確保し、対職員や被収容者相互の暴行・傷害事案、規律違反行為による懲罰事案及び施設や職員に対する不服申し立て件数を減少させることにより、職員負担の軽減を図り、施設内の厳正な規律を維持するとともに、被収容者に対する改善更生のための適正な矯正教育が円滑に実施できるようにする必要がある。
- (2) 行刑施設の過剰収容を解消することにより、警察留置場から拘置所へ、拘置所から刑務所へといった対象者の移監の円滑化を図ることによって、適切な警察における検挙・捜査活動や検察における捜査・公判活動を担保し、刑事司法システムを十全に機能させる必要がある。
- (3) 刑罰法令の適正な執行という国家の責務を履行する観点、さらには、急速に悪化しつつある犯罪情勢に的確に対処して、治安の「最後の砦」としての機能を回復するとともに、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するための治安対策を推進する観点から、行刑施設、特に刑務所における過剰収容状態を早急に解消する必要がある。

3. 当該施策の実施方法

行刑施設において、収容棟等の新・増設工事を実施し、過剰収容解消のための収容能力の拡充を図る。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	被収容者の収容動向（行刑施設の受刑者等収容人員の大幅な増加）
測定方法等	1. 測定時期：平成17年3月31日 <hr/> 2. 測定方法等 平成16年3月31日（平成15年度末）との収容率の比較
評価の内容	1. 平成16年度に講じた施策（実施状況） (1) 平成16年度内に増加した行刑施設の収容定員別紙の1のとおり (2) 平成16年度予算において措置された行刑施設の収容能力拡充対策別紙の2のとおり <hr/> 2. 評価結果 ・平成15年度末 収容人員 74,557人（受刑者63,317人） 収容定員 71,862人（受刑者54,902人） 収容率 103.8%（受刑者115.3%） ・平成16年度末 収容人員 77,075人（受刑者66,211人）

	<p>収容定員 76,043人 (受刑者58,906人) 収容率 101.4% (受刑者 112.4%)</p> <p>・平成15年度末と平成16年度末の比較 収容人員 +2,518人 (受刑者+2,894人) 収容定員 +4,181人 (受刑者+4,004人) 収容率 2.4ポイント (受刑者 2.9ポイント)</p> <p>(1) 平成15年度末の行刑施設における収容人員は74,557人 (受刑者63,317人)であったところ、平成16年度末は77,076人 (受刑者66,212人)と、2,519人 (受刑者2,895人)増加したが、過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等の増築工事等を実施した結果、収容定員を71,862人 (受刑者54,902人)から76,043人 (受刑者58,906人)と、4,181人 (受刑者4,004人)増加させたことにより、収容率が103.8% (受刑者115.3%)から101.4% (受刑者 112.4%)と2.4ポイント (受刑者2.9ポイント)減少することから、行刑施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められるため、今後も引き続き同対策を実施する必要がある。</p> <p>(2) 平成16年度予算 (当初・補正)により、今後、さらに6,460人分 (受刑者6,321人分)の収容能力を拡充するための収容棟等増築を実施する計画である。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

1 平成16年度内に増加した行刑施設の収容定員

(単位：人)

施設名	増加定員	既決		備考
		既決	未決	
函館少年刑務所	110	110		
秋田刑務所	63	63		
山形刑務所	300	300		
長野刑務所	200	200		
金沢刑務所	106	106		
松江刑務所	180	180		
高松刑務所	180	180		
徳島刑務所	180	180		
福岡拘置所	105	10	95	
佐世保刑務所	186	186		
鹿児島刑務所	180	180		
西条刑務支所	63	63		
土浦拘置支所	52		52	
福島刑務所	1,000	1,000		
福島刑務支所	500	490	10	
加古川刑務所	312	312		
札幌刑務所	219	219		
模様替え等	245	225	20	
合計	4,181	4,004	177	

2 平成16年度予算において措置された行刑施設の収容能力拡充対策

(単位：人)

施設名	増加定員	既決		備考
		既決	未決	
(当初予算)				
札幌刑務所	207	207		
札幌刑務支所	508	423	85	
網走刑務所	200	200		
月形刑務所	420	420		
福島刑務所	40		40	
久留米拘置支所	14		14	
模様替え	103	76	27	
(補正予算)				
黒羽(喜連川)刑務	2,000	2,000		
加古川刑務所	1,000	1,000		
月形刑務所	580	580		
札幌刑務支所	(423)	(423)		
松江刑務所	344	344		
大分刑務所	303	303		
名古屋刑務所	300	300		
長野刑務所	280	280		
宮城刑務所	100	100		
広島刑務所	84	84		
山形刑務所	80	80		
	6,563	6,397	166	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局			
施策等の名称	行刑行政の透明性の確保			
目 標	基本目標			
	<p style="text-align: center;">行刑に関連する情報を積極的に公開することにより，行刑行政に対する国民の理解を深める。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】</p>			
	達成目標 1			
	公表・開示する行刑関連情報を増やす。			
	指標 1	公開する行刑関連情報の項目数(訓令・通達類，各種統計，施設運営に係る情報等)	目標値等	対前年度増
	指標 2	一般市民を含む施設見学，広報等の機会の数	目標値等	対前年度増
基本的考え方	達成目標 2			
	民間外部協力者等が行刑施設の活動に協力・参加する機会を増やす。			
	指標	行刑施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数	目標値等	対前年度増
目標達成に影	特になし			

響を及ぼす可能性のある外部要因																			
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成16年12月末</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 それぞれ、行刑施設における実施結果により測定した。</p>																		
評価の内容	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 矯正施設における処遇関係情報の透明化を促進するとともに矯正の実情を広く国民に理解してもらうために当初月末収容人員ほか4項目（合計5項目）について公表することとし、各矯正管区において、前月末の全国矯正施設収容状況（速報値）に基づき、毎月それぞれの管内施設の処遇関係情報を記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてにファクシミリ送信（いわゆる投込み）している。また、平成16年4月28日付け矯正局長通知「管内処遇情報等の定期的な公表について」により、被収容者の不服申立件数を新たに追加した。</p> <p>(2) 行刑運営について施設所在の近隣住民等国民の理解を深めるため、平成16年3月29日付け矯正局長通達「広報を目的とした施設見学の実施について」により、各施設において少なくとも年1回、適宜の方法で広報見学の希望者を募り、広報見学を行うこととし、同年12月31日までのおよそ9ヶ月間で、全行刑施設の約92パーセントに当たる68庁で合計176回の広報見学会を実施し、延べ1万6千433人が同見学会に参加した。</p> <p>(3) 被収容者の徳性を涵養するとともにその心情の安定を図り、又はその規範意識を覚せいさせるための教誨や、被収容者の教養を深め、趣味を向上させ、技能を高め、精神的煩悶を解決し、将来の生活方針を立てることなどを目的とした篤志面接委員（民間の学識経験者、宗教家など）による助言指導は従来から民間の外部協力者からの協力を得て実施しているところ、前年度の実施結果は下表のとおりである。</p> <p>篤志面接委員による面接指導状況</p> <table border="1" data-bbox="411 1429 1043 1543"> <thead> <tr> <th></th> <th>委員数</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年</td> <td>1,862</td> <td>27,111</td> </tr> <tr> <td>平成16年</td> <td>1,898</td> <td>27,151</td> </tr> </tbody> </table> <p>教誨師による教誨実施状況</p> <table border="1" data-bbox="411 1621 1043 1736"> <thead> <tr> <th></th> <th>教誨師数</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年</td> <td>1,884</td> <td>19,744</td> </tr> <tr> <td>平成16年</td> <td>1,947</td> <td>20,216</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>(1) 各矯正管区における管内施設の処遇関係情報の提供方法は、地元記者クラブ幹事社等と事前協議の上、記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてのファクシミリ送信（いわゆる投込み）のいずれかの方法を選択しているものの、過剰収容の状況が新聞報道されることも多く、本施策には有効性が認められ、今後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>(2) 各行刑施設における広報を目的とした施設見学は、近隣住民や地元記者クラブ所属の報道関係者等に案内状を送付したり、広報誌に掲載し広く希</p>		委員数	実施回数	平成15年	1,862	27,111	平成16年	1,898	27,151		教誨師数	実施回数	平成15年	1,884	19,744	平成16年	1,947	20,216
	委員数	実施回数																	
平成15年	1,862	27,111																	
平成16年	1,898	27,151																	
	教誨師数	実施回数																	
平成15年	1,884	19,744																	
平成16年	1,947	20,216																	

	<p>望者を募る方法により実施し，その回数は1～8回と施設間で若干の開きはあるものの，希望者がなく，実施できなかったことはなく，特に報道関係者を対象とした広報見学会を実施した場合には，その様子が新聞報道されるなど，有効性は顕著であり，引き続き実施する必要がある。</p> <p>(3) 教誨師による教誨及び篤志面接委員による助言指導は，前年度に比較し増加しており，各施設における処遇プログラムの充実を図るためには，民間協力者の協力が必須であることから，本施策は今後も引き続き実施する必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局			
施策等の名称	更生保護活動の推進			
目 標	基本目標 1			
	保護観察対象者が改善更生する。			
	【基準年次：平成 15 年度 評価総括年次：平成 18 年度】			
	達成目標 1			
	保護観察処遇の充実強化を図る。			
	指標 1	施策の実施状況	目標値等	-
	指標 2	社会参加活動の実施回数	目標値等	基準年次に比して 5 % 増加
	指標 3	社会参加活動への保護観察対象者の参加人数	目標値等	基準年次に比して 5 % 増加
	達成目標 2			
	保護観察対象者の就業を確保する。			
指標 1	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	基準年次に比して 5 % 減	
指標 2	協力雇用主の数	目標値等	基準年次の数を維持	
基本的考え方	<p>< 達成目標 1 ></p> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>保護観察は、犯罪や非行をした者を社会の中で生活させながら、その改善更生を図るものであるが、近年の犯罪情勢の悪化等を受けて、複雑かつ深刻な問題性を抱える保護観察対象者も増加している。</p> <p>そこで、保護観察対象者が抱える個々の問題性等に的確に対応した保護観察処遇を実施するとともに、更にこれを充実強化するための施策を整備・推進することによって、保護観察対象者の改善更生を図ることが必要である。</p> <p>2. 目的・意図</p> <p>保護観察処遇の充実強化のための施策としては、分類処遇、類型別処遇、社会参加活動をはじめとする各種集団処遇の実施等が挙げられる。</p> <p>「分類処遇」は、保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする制度である。</p> <p>「類型別処遇」は、覚せい剤関係、暴走族関係等の保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当て、それに対する効果的な処遇を実施することを目的とする制度である。</p> <p>「社会参加活動」は、少年の保護観察対象者に対し、介護・清掃等の奉仕</p>			

	<p>活動や各種体験活動等に参加させることを通して、社会常識の会得や集団内における健全なコミュニケーションの学習等を図るものである。</p> <p>一方、交通に関する遵法意識の欠如など、特定の問題を抱える保護観察対象者も多いことから、それぞれの問題性等に即した各種集団処遇を実施し、効果的な改善更生を図るものである。</p> <p>3. 当該施策の実施方法</p> <p>指標1により、施策の実施状況を概観するとともに、特に社会参加活動については指標2及び指標3により分析を行うものである。</p> <p><達成目標2></p> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>就業は健全な社会生活の中心となるものであり、犯罪や非行をした者が自立した生活を営む上での基盤となるものである。しかし、近時の経済情勢のもと、雇用情勢は悪化しており、特に保護観察対象者の就業の確保は困難を極めている。加えて、高齢対象者や、対人関係上の問題や社会適応力の制約等の問題を抱えた対象者など、就業を確保する上で特段の働き掛けを要する者が増加する傾向にあり、保護観察対象者の就業を確保するための施策を積極的に推進する必要がある。</p> <p>2. 目的・意図</p> <p>保護観察対象者の就業確保のための施策としては、対象者本人への指導、協力雇用主の確保等が挙げられる。</p> <p>保護観察対象者は対人能力、社会適応能力に問題を抱える者が多く、そのことが職に就けないこと、職に就いても長続きしないことの原因の一つとなっているため、対人能力、社会適応能力の向上を目的とした就労指導が重要となる。</p> <p>「協力雇用主」は、保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間の事業主であり、保護観察対象者の就業を確保する上で協力雇用主の拡充・活用は不可欠である。</p> <p>3. 当該施策の実施方法</p> <p>指標1により、保護観察対象者の就業の状態を評価するとともに、指標2により、保護観察対象者の就労を支援する協力雇用主の体制について分析を行うものである。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p><達成目標1> 特になし</p> <p><達成目標2> 平成16年平均の完全失業率：4.7% (15年5.3%, 14年5.4%) 平成16年平均の有効求人倍率：0.83 (15年0.64, 14年0.54) その他景気の動向により、就職先の確保が困難になる場合がある。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p><達成目標1></p> <p>保護観察対象者の抱えている問題は極めて多面的であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定することは困難である。そこで、目標達成</p>

のために行った施策の実施状況を評価するほか、保護観察の充実強化を図るための主要な施策のうち、数値化し測定可能なものとして、社会参加活動の実施について、その実施回数及び参加対象者数を測定した。

< 達成目標 2 >

多くの統制困難な外部要因の影響を受けるため、その達成度合いを数値化することは困難であるが、目標達成のために行った施策の実施状況を示す指標として、平成16年の保護観察終了者に占める無職者の割合及び協力雇用主の数を測定した。

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）

< 達成目標 1 >

「分類処遇」については、保護観察対象者の処遇困難性の判別精度をより向上させるための調査結果について分析を行った。また、全国の保護観察所においては、分類の結果にしたがって処遇が行われた。

「類型別処遇」については、行刑施設からの仮出獄者のうち覚せい剤事犯対象者が最も多いことから、特に、平成16年度は、覚せい剤事犯対象者の改善更生を目的とした、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を全国一斉に導入し、その処遇の充実に努めた。

「社会参加活動」については、全国の保護観察所において、民間団体の協力も得ながら、特別養護老人ホーム等福祉施設における介護・清掃活動、知的障害者授産施設での共同作業等の多数回の活動が実施された。

一方、各種集団処遇については、交通講習が全国の保護観察所において実施されたほか、各庁の実情に応じ、酒害・薬害教育、保護観察対象者の保護者会等の多様な集団処遇が展開された。

< 達成目標 2 >

保護観察対象者に対する就労指導の充実策として、社会生活技能訓練等の処遇技法を活用しながら、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について指導を行った。特に、社会生活技能訓練については、平成16年度は更生保護法人が設置する更生保護施設101施設中35施設で実施されている。

協力雇用主の確保等については、より多くの事業主に協力雇用主として協力してもらえよう、“社会を明るくする運動”等の機会をとらえて広報を行った。

社会生活技能訓練（SST：social skills training）

自分の考えや感情、要求等をうまく他者に伝えられるように、日常生活での困難場面を取り上げ実際に演じさせることで、コミュニケーションの技能を学ばせるもの。

2. 評価結果

< 達成目標 1 >

分類処遇については、保護観察対象者の処遇困難性の判別に係る調査の結果分析を材料として、引き続き制度の見直しを行い、全国の保護観察所に導入していく必要がある。

類型別処遇については、新たな処遇技法である覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査の活用が活発になされた。今後は簡易尿検査の継続的实施を始めとする本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の一層の充実強化に努める。

平成16年度の簡易尿検査実施状況

実施庁	50庁
実施回数	4,220回
実施保護観察対象者人数	1,852人

社会参加活動については、前年度と比較すると実施回数は130回減少し、保護観察対象者参加人数は182人減少している。一方、社会参加活動参加人員数の8割以上を占める保護観察処分に付された少年（交通事件を除く）の新規受理人員数合計は、平成15年の17,778人から平成16年には17,091人と減少している。また、社会参加活動の活動実施場所総数については、平成15年の312か所から平成16年の310か所とほぼ同数を維持しており、実施活動先については変わらず確保されていることから、同活動の母数となる保護観察対象少年数の減少が影響しているものと思われる。

なお、アンケート実施庁において活動に参加した少年や保護者等から得られた感想は、自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大など、活動の結果に関して肯定的なものがほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応の向上ひいてはその改善更生につながっているものと考えられる。

今後は、現況の活動先を確保しつつ、保護観察対象者に積極的に参加を働きかけていくとともに、活動内容の多様化等をはかり、その実施方法、参加者の選定等についてもさらに工夫をする必要がある。

平成16年度の社会参加活動実施状況

実施庁	50庁（前年度同数）
実施回数	463回（前年度593回）
保護観察対象者参加人数	1,417人（前年度1,599人）

各種集団処遇については、それぞれ一定の処遇効果が期待できることから、今後、実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ、その充実に向けた方策を検討していく必要がある。

<達成目標2>

平成16年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成15年と比較すると全体的にやや減少しており、就労指導の充実により保護観察対象者の就業が改善しつつあることがうかがわれる。

全国の協力雇用主数は平成17年4月1日現在でみると、前年に比べ、198事業者増加しており、被雇用者数についても20人増加していることから、広報活動による一定の成果が上がっていると言える。

しかしながら、依然として保護観察対象者の雇用情勢は厳しく、今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討していく必要がある。また、協力雇用主についても、新規協力雇用主の確保に努めるとともに、既存の協力雇用主に対しても一層の協力を求めていく必要がある。

保護観察終了者全体（終了時の職業が不詳の者は除く）に占める無職者（定収入のある無職者，学生・生徒，家事従事者を除く）の割合及び無職者数

	平成14年	平成15年	平成16年
全体	23.8% (11,722人)	23.8% (11,858人)	23.2% (11,487人)
保護観察処分少年	14.6% (3,667人)	14.6% (3,637人)	14.2% (3,355人)
少年院仮退院者	26.6% (1,443人)	26.3% (1,445人)	24.1% (1,345人)
仮出獄者	33.2% (4,583人)	32.7% (4,786人)	31.3% (4,859人)
保護観察付執行猶予者	41.2% (2,029人)	40.6% (1,990人)	39.9% (1,928人)

保護観察の種類

「保護観察処分少年」とは，家庭裁判所の決定により保護観察処分を受けた者をいう。

「少年院仮退院者」とは，少年院から仮退院を許された者をいう。

「仮出獄者」とは，行刑施設から仮出獄を許された者をいう。

「保護観察付執行猶予者」とは，刑の執行を猶予され，保護観察に付された者をいう。

全国の協力雇用主数及び被雇用者数

	平成15年 4月1日	平成16年 4月1日	平成17年 4月1日
協力雇用主数	5,050	5,547	5,745
被雇用者数	423	577	597

見直しの有無

特になし

学識経験を有する者の知見の活用

備考

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標 2		
	保護司制度がより活性化される。		
	【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】		
	達成目標		
	保護司を幅広く確保し，研修を充実させる		
	指標 1	保護司の充足率	目標値等
指標 2	保護司の平均年齢	目標値等	対前年減
指標 3	全保護司に占める女性 保護司の割合	目標値等	対前年増
指標 4	保護司に対する研修実 施状況	目標値等	前年実績を基準
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 保護司制度をめぐる最近の状況を見ると，近年の家族形態の急速な変化や，地域社会における連帯感の欠如等を背景に，保護司の適任者を確保することが困難になりつつある。また，今日，地域社会における更生保護諸活動の多様化が見られる一方で，保護司の高齢化が進み，女性の占める割合が依然として低いなどの状況にあり，行動力と柔軟な処遇能力を備えた保護司を幅広い層から確保することが重要な課題となっている。さらに，近年の犯罪・非行の態様や保護観察対象者等の抱える問題性の複雑・多様化に伴い，処遇が困難な対象者が増加していることから，そのような対象者を担当する保護司の処遇能力の向上が喫緊の課題となっている。</p> <p>2．目的・意図 犯罪や非行をした者の改善更生を援助する更生保護活動は国と民間ボランティアの協働で実施・推進され，中でも，保護司は保護観察の実行機関として，また地域における犯罪予防活動の推進者として大きな役割を担っているところである。したがって，基本目標である「保護司制度がより活性化される」ことは，保護観察制度を維持し，適正に執行するために必要不可欠である。</p> <p>3．当該施策の実施方法 基本目標を達成するため，「保護司を幅広く確保し，研修を充実させる」を達成目標として掲げ，保護局及び更生保護官署が保護司に関するパンフレットの配布や保護司に関する情報の提供等広報の充実に加えて，保護司組織と連携して，若年の保護司や女性の保護司など，幅広い分野から多様な世代</p>		

	<p>の保護司を確保し，保護司充足率の向上に取り組むとともに，新任保護司を始めとする保護司全体について十分な処遇能力を涵養するために研修の充実を図ることとした。</p> <p>達成目標の評価指標としては，保護司の充足率，保護司の平均年齢，全保護司に占める女性保護司の割合及び保護司に対する研修実施状況とした。</p>
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	<p>1．測定時期：平成17年 1月 1日（指標1～3） 平成17年 3月31日（指標4）</p> <hr/> <p>2．測定方法等</p> <p>(1) 平成17年1月1日現在の保護司定数（52,500人（保護司法第2条第2項））の充足率，保護司の平均年齢等の数値を前年の数値と比較することにより，施策の実施状況を測る。</p> <p>(2) 保護司に対する研修の充実を図るための取組の実施状況を評価する。</p>
評価の内容	<p>1．平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 各地で“社会を明るくする運動”の一環として，保護司制度や保護司の活動を紹介するなど広報を実施した。</p> <p>(2) 保護司組織と一体となった取組の推進 各保護観察所において，どの地域に保護司がどれほど必要か，どのような保護司が不足しているのか等，保護司組織と協議を行い，相互に協力して現状における課題や必要な方策を検討し，その結果を踏まえ，保護司会が中心となって，地方自治体や地域のボランティア団体等と連携して，年齢，職業，性別等に関して幅広い層から保護司適任者の開拓を進めた。</p> <p>(3) 社団法人全国保護司連盟の実施した「保護司制度に関するアンケート」に協力し，保護司研修の在り方に対する保護司のニーズの把握に努めた。</p> <p>(4) 保護司向けの研修教材として保護司研修用ビデオを作成し，全保護区に配布した。</p> <p>(5) 各保護観察所において，新任保護司研修を始め，地域別の定例研修や専門的知識及び技術修得等を図ることを目的とした研修など，研修の実効が挙がるよう対象や目的に配慮した研修を実施した。</p> <p>(6) 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌（月刊）等を作成し，全保護司に配布した。</p> <hr/> <p>2．評価結果</p> <p>1の施策を講じた結果，以下のとおり，保護司の平均年齢及び全保護司に占める女性保護司の割合は改善された。一方，保護司の充足率には特に変化がみられなかった。</p> <p>(1) 保護司の人数は48,917人（平成17年1月1日現在）であり，定数の充足率は93.2%となっている。充足率の推移を見ると，平成15年93.7%，平成16年94.1%となっている。平成16年度から保護司の再任年齢に一律上限を定めたことから，充足率を高めていくことが求められる。</p> <p>(2) 保護司平均年齢は，平成17年では63.0歳となっており，平成15年63.2歳，平成16年63.3歳からわずかながら若くなった。年齢構成においても60歳以上の占める割合は68.7%で漸減傾向にあり取組は有効である。</p>

	<p>近年は、いわゆる保護司定年制を原則として実施するなど保護司の高齢化の抑制に取り組んできたが、今後とも、若年層からの保護司を確保する取組を進める必要がある。</p> <p>(3) 全保護司のうち女性が占める割合は、25.1%（平成15年24.6%、平成16年24.9%）で漸増傾向にあり取組は有効である。引き続き、女性保護司の比率の向上に努める必要がある。</p> <p>(4) 保護司研修用ビデオの作成は、保護司のニーズに合致したものであり、取組は有効である。しかし、社会内処遇である保護観察は、社会情勢等とも密接にかかわってくるので、これらの諸情勢や対象者の資質の変化等に適切に対応するものとなるよう、引き続き研修内容や研修教材の充実化を図っていく必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局			
施策等の名称	更生保護活動の推進			
目 標	基本目標 3			
	犯罪予防活動を助長する。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】			
	達成目標 1			
	社会を明るくする運動への参加を促進させる。			
	指標 1	参加団体数	目標値	対前年増
	指標 2	主な行事の開催回数及び参加人員	目標値等	対前年増
	達成目標 2			
	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。			
	指標	活動促進のための支援の実施状況	目標値等	多彩で幅広い活動の実施
参考指標 1	全国研修の参加人員			
参考指標 2	更生保護ボランティア団体の会員数			
基本的考え方	<p>< 達成目標 1 ></p> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>更生保護行政においては、保護観察を始め、犯罪者、非行少年の更生支援を目的とした様々な施策の実施に当たっているが、犯罪や非行が生じるのは地域社会であり、一度罪を犯した人の更生を促す場も地域社会にほかならないことから、これらの施策の実効性を上げるためには、犯罪予防活動を推進し、犯罪や非行の生じにくい地域社会づくりを行うことが重要である。</p> <p>特に近年、犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしていた地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっており、また、更生保護制度に対する国民の理解もいまだ十分に深まっていないことから、犯罪予防活動を積極的に推進する必要がある。</p> <p>2. 目的・意図</p> <p>犯罪の予防に資する地域住民の取組の強化充実のため、代表的な犯罪予防活動として推進している“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進させる。</p> <p>3. 当該施策の実施方法</p>			

“社会を明るくする運動”への参加団体数や主な行事の開催回数及び参加人員を分析し、本運動への国民の参加の度合いを分析する。

<達成目標2>

1. 課題・ニーズ

更生保護の一環として重要な役割を担っている犯罪予防活動は、国の取組のみによってその目的を達成できるものではなく、地域において犯罪者の更生支援や犯罪の予防のための様々な活動を行っている更生保護女性会、BBS会等のボランティア団体と連携して初めてその効果的な実施が可能となる。

しかし、これらの団体はあくまでもボランティア団体であり、効果的な犯罪予防活動を行うために必要な専門知識や体制整備のためのノウハウを十分に持っていない。その活動の充実のためには、更生保護関係機関による支援が必要である。

2. 目的・意図

更生保護ボランティアである更生保護女性会、BBS会に対して、研修の実施や体制整備に関する助言など、効果的な犯罪予防活動の促進に向けた支援を行う。

3. 当該施策の実施方法

更生保護女性会、BBS会に対する支援の実施状況を分析し、これらの団体による犯罪予防活動が効果的に行われていることを示す。

更生保護女性会

女性としての立場から、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体であり、犯罪予防活動や矯正施設の訪問等を通じた犯罪者の更生援助のほか、青少年健全育成活動、子育て支援活動など幅広い地域活動を展開している。

BBS会

問題や悩みを抱えた少年に対し、兄や姉のような立場で接し、その社会適応や健やかな成長を支援するとともに、青少年健全育成を目的とした様々な地域活動を展開する青年ボランティア団体。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

特になし

測定方法等

1. 測定時期：平成17年3月31日

2. 測定方法等

(1) “社会を明るくする運動”への参加促進のために行った法務省（中央実施委員会事務局）における取組の状況を踏まえつつ、参加団体数、主な行事の開催回数及び参加人員を評価する。

(2) 更生保護ボランティア団体の活動促進のための支援状況を評価する。

評価の内容

1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）

(1) 達成目標1について

ア 中央実施委員会の開催

中央実施委員会を開催し、以下の重点目標等を内容とする第54回“社会を明るくする運動”実施要綱を策定し、各地区実施委員会（都道

府県，市町村等を単位として設置。)に周知し，地域活動の展開を促進した。

重点目標：「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」

統一標語：「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」

イ 広報活動の実施

全国誌等への関係記事の掲載（25誌）

法務省のホームページ及び広報紙による広報

政府広報オンラインによる広報

日本野球機構，日本プロサッカーリーグの協力によるプロ野球，Jリーグ公式戦での電光掲示板での広報

中央実施行事の開催

・「更生保護の日・ビデオフォーラム『おはよう そして ありがとう』」

・「匠に学ぶワークショップin東京芸術大学vol.2」

ウ 広報資材の作成・配布

広報ポスター（全国55,789団体の協力を得て，約38万枚が掲出）

広報ビデオ「おはよう そして ありがとう」（全国で上映会(5,295回)が開催されたほか，民放約70局の協力を得て，300回以上テレビ放映された。）

エ 作文コンテストの実施

各地の小中学校の協力を得て全国作文コンテストを実施し，優秀作品を公表した。

オ 地区実施委員会への情報提供

本運動実施の手引きを作成し，各地に活動のノウハウを伝えるとともに，全国の範となるモデル的な活動事例を紹介し，効果的な活動の実施に向けた支援を行った。

カ 学校との連携の推進

中学生の問題行動の深刻化に対処するため，学校担当保護司による非行防止教室等，中学校と連携した非行防止活動を推進したほか，保護司と学校との連携に係る事例集を作成し，各地の教育機関，保護司会等に配布した。

(2) 達成目標2について

ア 各種研修・協議会の開催及び開催支援

全国，ブロック及び都道府県の各レベルにおいて，更生保護女性会員やBBS会員を対象とする研修・協議会等を開催し，活動に必要な知識の習得及び活動事例に関する情報交換を支援した。

(全国レベルでの実施例)

研修名	期間	テーマ	参加人員
平成16年度更生保護女性会員中央研修	10/26～27	信頼と協働	100名
平成16年度都道府県更生保護女性連盟事務局長研修	2/17～18	事務局体制の整備	25名
第44回BBS会員中央研修会	9/18～20	BBS会員の活性化	50名

イ 各種活動の実施支援

更生保護女性会やBBS会が行うミニ集会活動，子育て支援活動，グループワークなどの実施に当たり，企画運営に関する助言，活動に必要な情報の提供等を通じて支援した。

さらに，関係機関・団体等との円滑な連携の下に実施されている特色

豊かな活動を取り上げ、広く広報するなどした。

2. 評価結果

(1) 達成目標 1 について

ア 全国における都道府県及び市町村等を単位とする実施委員会を構成する機関・団体数は下表のとおりであり、前年度に比して若干の減少が認められた。その一因として、「市町村の合併の特例に関する法律」により、市町村合併が促進し、従来市町村を単位に設置・組織されていた関係機関・団体の統廃合が進んだことがあると考えられる。(平成15年8月末現在の市区町村数：3,206 平成16年8月末現在の市区町村数：3,110)

		15年	16年
実施委員会参加 機関・団体数	都道府県	5,415	5,051
	市町村等	32,553	32,083

イ 作文コンテストへの応募件数は、小学生では前年度に比して増加した反面、中学生では減少し、総体としてほぼ横ばいの状況となっている。本コンテストは、児童・生徒に犯罪や非行について考える場を提供する貴重な機会であることから、今後、保護司による中学校との連携活動等を通じて、中学生の積極的な応募を働き掛けていく必要がある。

		15年	16年
作文コンテスト 応募作品数	小学生	27,937	31,206
	中学生	73,956	69,537

ウ その他の行事の開催回数について見ると、ミニ集会(住民集会を含む)を除いた各種行事の開催回数が減少しており、参加人員について見ても、ミニ集会、スポーツ大会で人員が増加した一方、その他の街頭広報活動、講演会等の参加人員は減少している。

このことの要因としては、地域連帯の弱体化を背景として、総じて住民の参加が得られにくくなっていること、学校と連携した非行防止活動や特定の住民にターゲットを絞ったより質の高い住民参加型の行事へと行事内容の見直しが行われていることが考えられる。

今後も行事内容の質的向上に努めつつ、より多くの国民参加に向けた努力を続ける必要がある。

(主な行事の開催回数)

行 事 名	15年	16年
街頭広報活動等	7,938	7,533
ミニ集会等(住民集会を含む)	16,255	16,538
講演会	1,290	1,223
弁論大会・標語募集等	1,001	870
スポーツ大会	939	816
その他	19,931	20,215

(主な行事の参加人員)

行 事 名	15年	16年
街頭広報活動等	656,135	615,931
ミニ集会等(住民集会を含む)	659,891	685,681

講演会	205,906	187,487
弁論大会・標語募集等	270,897	259,729
スポーツ大会	226,918	236,846
その他	1,433,851	1,348,426

(2) 達成目標2について

ア 全国レベルで開催した研修（前記参照）として、従来から行っていた研修に加え、更生保護女性会の組織力を向上させる目的から、本年度新たに、都道府県単位の事務局長を対象とした研修を行った。

これらの研修においては、それぞれのテーマに沿って、法務省の幹部職員や大学教授が講義を行うとともに、研修員相互の情報交換の機会を設けることにより、これら団体による犯罪予防活動の質的向上を図った。研修に参加した会員からは、「効果的な活動を行うために、組織を充実する必要を改めて感じた。」、「犯罪や非行を取り巻く地域社会の問題点をよく理解できた。」という感想が寄せられ、活動充実のための大きな効果が認められたことから、今後も当年度と同様の研修を実施することとしている。

イ 更生保護女性会、BBS会の主な活動として、以下のものが挙げられる。

更生保護女性会においては、保護観察対象者の社会参加活動に、BBS会においては、問題を抱えた少年の「ともだち活動」に、それぞれ高い意欲を示していることから、今後、これらの活動の充実に重点を置いた支援をしていく必要がある。

< 更生保護女性会の主な活動 >

・ミニ集会活動

犯罪の予防、青少年の健全育成を目的とした地域住民との対話集会

・子育て支援活動

誰もが夢を持ち安心して子育てができる環境づくりのための講演会や座談会、親に対する相談助言

・社会参加活動

保護観察対象者に自己有用感、達成感を持たせるための社会奉仕活動等

< BBS会の主な活動 >

・ともだち活動

非行等の問題を抱えた少年の相談相手となりながら、その健全な成長を支援する活動

・グループ活動

少年たちとグループでスポーツやレクリエーションを行い、その健全な育成を図る活動

ウ 地域連帯の弱体化など、地域活動を推進する上での困難な状況を背景として、更生保護女性会、BBS会とも、新規会員の獲得が困難となりつつあり、組織の充実に向けた支援が必要である。

そのため、これら団体の活動の広報に協力するとともに、活動をより魅力あるものとするための方策について助言することとしている。

(更生保護女性会及びBBS会の会員数)

団体名	平成16年4月1日	平成17年4月1日
-----	-----------	-----------

	更生保護女性会	201,448	199,140
	BBS会	6,024	5,726
見直しの有無	特になし		
学識経験を有する者の知見の活用			
備考			

平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標 4		
	更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。 【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】		
	達成目標		
	築後おおむね 2 0 年以上経過し、老朽化が進んだ更生保護施設について、順次改築・補修する。		
	指標	平成 1 6 年度に改築又は補修が完了した施設数	目標値等 4 施設
基本的考え方	<p>1. 課題・ニーズ 更生保護施設は、頼るべき親族等がないなどの理由で自力では更生が困難な保護観察対象者、刑執行終了者等を保護し、その社会復帰に重要な役割を果たしているが、中には、老朽化が激しく、居室狭隘などの理由から、その機能を十分に果たすことができていない施設がある。</p> <p>2. 目的・意図 特に老朽化の激しい施設を改築・補修し、収容保護を必要としている者の保護が適切に行われるようにする必要がある。</p> <p>3. 当該施策の実施方法 更生保護施設を改築・補修する更生保護法人に対し補助金を交付し、その計画的な改築・補修を支援し、その完了施設数を分析する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし		
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成 1 7 年 3 月 3 1 日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 測定方法等 平成 1 6 年度中の更生保護施設の改築・補修事業の達成度を測定する。</p>		
評価の内容	<p>1. 平成 1 6 年度に講じた施策（実施状況） 老朽化し、安全・衛生面等の理由から改築・補修の緊急性が高い更生保護施設 4 施設（うち全面改築 2 施設，補修 2 施設）の整備（事業総経費約 613,589 千円）に対し、総額 225,000 千円の更生保護施設整備費補助金を交付した。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 評価結果</p>		

	<p>当該年度に実施を予定した4施設の改築・補修事業は全て完了した。施設整備事業の実施により、安全面や衛生面の改善、狭隘な居室の解消、収容定員の増及び集団処遇室の整備がなされたことは、入所者の円滑な自立更生を促進するために有効である。</p> <p>特に、老朽化が進んでいる施設は、安全面や衛生面の点で他の施設に比してその機能を発揮することができていないことから、当該施設を優先的に整備することは、収容保護の実施を適切かつ積極的に行うために効率的である。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	公安調査庁			
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施			
目 標	基本目標 1			
	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】			
	達成目標			
	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。			
	指標	オウム真理教の組織，活動の実態及び危険性の解明の度合い	目標値等	-
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ オウム真理教（以下「教団」という。）については、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づき、公安調査庁長官の観察に付されているところ、教団に対しては、多くの国民が依然として不安感を抱いており、公安調査庁としては、再び、無差別大量殺人行為などが起こることのないよう、適切な施策の実施を通じて公共の安全を確保することが求められている。</p> <p>2．目的・意図（当該施策の必要性） 教団の活動状況を明らかにし、必要があれば再発防止処分の請求を行う、関係自治体への情報提供に応じる、などの施策を通じて、教団の有している危険性の増大を防止し、国民の不安を解消する必要がある。</p> <p>3．当該施策の実施方法 教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開しつつ、特に必要な場合に、公安調査官による立入検査を実施して、教団の 組織， 活動の実態， 危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下、「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）などについて解明し、その活動状況を継続的に明らかにする。</p> <p>（注）団体規制法は、過去に団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし、又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を一定期間継続して明らかにするための「観察処分」及び、当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして、当該団体の危険な要</p>			

	<p>素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一時的に停止させる「再発防止処分」の二つがある。</p> <p>なお、「観察処分」の具体的な措置としては、「任意調査」、公安調査庁長官が当該団体から役職員、構成員の氏名、住所、などの報告を受ける「報告徴取」、団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に、団体が所有・管理する土地・建物に対して同長官が公安調査官に行わせる「立入検査」がある。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>特になし</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>教団の組織、活動の実態、危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持など)の解明の度合いに基づき評価する(立入検査の実施状況(「立入検査を行った施設数」、「動員した公安調査官数」及び「検査時間」)を含む。)</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成16年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 教団施設に対する立入検査等</p> <p>公安調査庁は、教団に対し、標記期間内において、団体規制法第7条第2項に基づき、合計24回(約150時間)にわたり、29施設に対し、公安調査官延べ559人を動員して立入検査を実施した。</p> <p>立入検査においては、大半の施設で、麻原の説法等を収載した書籍や同人の映像が収録されたビデオテープ多数が誰でも自由に視聴できる状態で保管されており、信徒らがいまだに麻原を崇拜し、同人の説く教義に従って修行している実態が改めて確認された。</p> <p>これらの検査において、教団は、「写真撮影は押収と同一である」「質問に答える義務はない」などと主張し、検査をけん制したり、しばしば教団法務部に電話で指示を仰いで検査を中断・遅延させるなど、非協力的姿勢を示した。</p> <p>このほか、教団に対する調査の結果、殺人をも肯定する危険な教義である「タントラ・ヴァジラヤーナ」に言及した麻原の説法ビデオの視聴を在家信徒向けの教学システムに組み込んでいる事実や、教団名を秘匿して自己啓発セミナーや占星術鑑定、ヨーガ教室などを開催し、勧誘活動を展開している事実、幹部信徒をロシアに随時派遣し、ロシア語に翻訳した麻原の説法集を経典として使用するなどして、ロシア人信徒に対しても、麻原の教えに基づいた指導・教化を行っている事実などを確認した。</p> <p>(2) 教団からの報告徴取</p> <p>公安調査庁長官は、教団から、標記期間内において、4回にわたり教団の役職員及び構成員の氏名・住所、教団所有・管理の土地及び建物の所在・用途、資産等について報告を受けた。その結果、教団が提訴した観察処分の期間更新決定取消請求訴訟の判決(平成16年10月29日、東京地裁、請求棄却)において、麻原が教団の構成員であると認定されたにもかかわらず、同人を構成員として報告していないほか、当該団体の活動の用に供されている施設を信徒の居住用施設として報告するなど、教団の欺まんの体質が改善されていないことが確認された。</p> <p>(3) 地方公共団体への情報提供</p>

観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長の請求を受けて、17の地方公共団体に対し42回にわたり情報提供を行った。

また、関係地方公共団体から調査結果の提供内容の充実を求める意見が強いことを踏まえ、団体規制法施行規則を改正し、提供する調査結果の範囲を拡大した。

(4) 団体規制法の存続

団体規制法は、施行日（平成11年12月27日）から5年ごとに廃止を含めて見直しを行うこととなっていることから、公安調査庁において、これまでの観察処分の実施状況を踏まえて見直しを行った結果、「教団には依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められ、今後も規制の必要性が高い」と判断し、同法を存続することとした（平成16年11月12日開催のオウム真理教対策関係省庁連絡会議に報告）。

2. 評価結果

観察処分の実施により、教団が、依然として麻原を絶対的な帰依の対象とし、同人の説く危険な教義を保持・信奉し、「麻原回帰」を鮮明にしているほか、事件前と同質の組織構造・修行体系を維持するなど、今なお無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有していることを明らかにした。これらの危険性を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、同種の情報は、公安調査官が団体内部の状況を知り得る立場の者から任意で情報を収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析する必要がある、時間的にも労力的にも多大な負担がかかることと比較して、同処分に基づく立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、通常の調査活動以上に効率的と言える。また、必要に応じて活動制限を伴う再発防止処分を請求することも可能であることから、同処分は、教団の危険性の増大を防ぐ上で効果的な措置であると考えられる。

このほか、教団施設の周辺住民等は、依然として、教団に対する不安感を抱いており、教団施設が所在する地方公共団体からは、継続的に調査結果提供の請求を受けていることから、周辺住民の不安感を解消するために今後も同処分に基づく調査結果の提供が必要であると考えられる。また、これらの自治体からは、団体規制法の存続を求める要望書も受理しており、観察処分への期待が寄せられているところである。

したがって、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性の増大を防止する、国民の不安を解消する、という点などから、観察処分は有効であり、引き続き実施していく必要がある。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	公安調査庁		
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施		
目 標	基本目標 2		
	<p>内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成 16 年度】</p>		
	達成目標		
	<p>内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。</p>		
指標	情報提供の迅速性・適時性，当該情報の正確性	目標値等	-
基本的考え方	<p>1．課題・ニーズ 国際テロや北朝鮮問題が，我が国及び国民の安全にとって重大な懸案事項となっている情勢下において，国民の安全に関わる情報を収集・分析し，官邸をはじめとする関係機関に提供して政府施策の遂行に役立てることは，公共の安全確保のための最重要課題である。</p> <p>2．目的・意図（当該施策の必要性） 内外情勢に関する情報を的確に分析・評価し，政府・関係機関に迅速・適時に提供する。</p> <p>3．当該施策の実施方法 情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど，ときどきの優先すべき課題に沿って柔軟に対応するとともに，情報収集・分析・評価能力を一層強化するため，外国機関との連携強化や情報ニーズの把握に努めるなどして，総合的な調査力のレベルアップを図る。なお，内外情勢に関する情報の一部は，ホームページに掲載して，国民への情報提供も行う。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし		
測定方法等	1．測定時期：平成 17 年 3 月 31 日		
	2．測定方法等 情報の提供状況を検証し，その迅速性，適時性，正確性に基づき評価する。		
評価の内容	1．平成 16 年度に講じた施策（実施状況） 平成 16 年度の国際情勢をみると，アルカイダ等との関連が認められるテ		

口組織が、いわゆるソフトターゲット等を標的に大規模なテロを続発させた。また、旧フセイン政権残存勢力や、アルカイダとの繋がりが指摘されているザルカウィ率いる武装勢力などが実行したとみられる爆弾テロや外国人拉致・殺害等のテロ事件が多発した。

我が国に関しても、4月以降、邦人人質事件が相次ぎ、10月末には、ザルカウィ率いる武装組織とみられるグループが、邦人男性1人を殺害する事件が発生した。また、サマワでは、自衛隊宿営地内に、初めて信管が装着されたロケット弾が着弾する事件が発生するなど、日本の権益を直接的に脅かすテロが多く発生した。

このほか、東南アジアでは、アルカイダと密接な関係を持つジェマー・イスラミアが、ジャカルタの豪州大使館を狙ったテロを発生させたほか、日本国内でも、アルカイダ関係者が過去に入出国を繰り返していたことなどが判明している。

一方、北朝鮮は、核問題をめぐり、第4回6者協議開催を先送りし、平成17年2月には、プッシュ大統領再選後も、米国の対北朝鮮「敵視」政策に変化なしと判断して、6者協議参加の無期限中断と「核兵器保有」を公式に表明し、北東アジアの安全保障に一層の緊張を与えた。また、我が国に対しては、11月の日朝実務者協議の際に提供した拉致被害者の遺骨の鑑定結果を「ねつ造」と断じた上、逆に「過去清算」を主張するなど、強硬姿勢を崩さなかった。

こうした情勢を反映して、国内では、共産党や過激派などが、イラクにおける邦人人質事件を契機に自衛隊撤退を求める運動を展開し、平成16年11月には、過激派が自衛隊朝霞駐屯地に対するゲリラ事件を引き起こした。また、右翼団体は、北朝鮮による日本人拉致問題に絡んで北朝鮮や日本政府の対応を批判する活動を活発化させ、国会議事堂衆議院用通用門前車両放火事件等を引き起こしたほか、尖閣諸島や歴史認識問題をめぐって中国への批判を強め、在大阪中国総領事館に街頭宣伝車を突入させるなどの暴力事犯を引き起こした。

こうした情勢下において、公安調査庁は、本庁国内部門の課長級幹部ポストを国際部門に振り替え、同職及びそのスタッフ組織を国際テロ調査の専門部署として新たに立ち上げるとともに、外国機関との連携強化を図り、これらを軸に広範なテロ関連情報の収集に努めた。イラクにおける邦人人質事件に際しては、特別調査本部内に特別調査室を設置し、集中的な情報収集に取り組んだ。また、アテネ五輪の開催に際しては、外国関係機関との連絡を密に行うなどして、国際テロ組織、テロリスト等の不穏動向の把握に努めた。他方、北朝鮮問題に関しては、現場の調査要員を大幅に増やすとともに、国際テロ調査同様、国内調査部門の調査力も活用して情報収集力の向上を図った。

こうした体制の下、収集・分析した情報は、首相、官房長官等に対して直接報告したのを始め、政府部内における各種会議（「内閣情報会議」「合同情報会議」など）を通じて、また職員が関係省庁に直接赴くなどして、政府機関に迅速・適時に提供した。

このほか、4月には、国際テロの動きについて分析した「国際テロリズム要覧」、12月には、内外の公安情勢についてとりまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、週ごと、月ごと、あるいは随時の形で各種作成資料を関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページ上の「最近の内外情勢」欄において内外情勢に関する情報を継続して掲載した。

2. 評価結果

	<p>当庁の調査体制については、情勢の変化に応じた柔軟な体制を敷き、また、外国機関を含めた関係機関と良好な連携を保つことができた。こうした環境の下、国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、政府・関係機関に迅速・適時に提供し、提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことから、情報提供の際の迅速性、適時性、正確性の確保についてはおおむね達成できたものと認められる。また、情報提供の形態について、専門的な情報については、随時、作成資料を必要な政府・関係機関等へ提供したり、刊行物により配付したほか、一般的な情報についてはホームページに掲載するなど、情報の質やニーズに応じた効率的な情報提供を行った。これらのことから、政府施策の遂行のための情報提供を的確に行うことができたと思料され、公共の安全の確保に一定の効果があったものとする。</p> <p>しかし、国際テロや北朝鮮問題などについて、我が国及び国民の安全を確保する上で把握・解明すべき課題は多数あり、また、今後、情勢の変化に伴って更なる調査課題が発現する可能性があることから、我が国の治安の維持と公共の安全の確保のため、より一層の貢献を果たすためには、調査力を質的にも量的にも一段と充実強化する必要がある。</p> <p>とりわけ、国際テロ調査に関しては、12月に内閣の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において策定された「テロの未然防止に関する行動計画」に即して、テロ防止体制の実効性を高める必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	